

東北町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の入件費率
22年度	人 19,721	千円 12,433,888	千円 146,335	千円 1,497,226	% 12.0	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

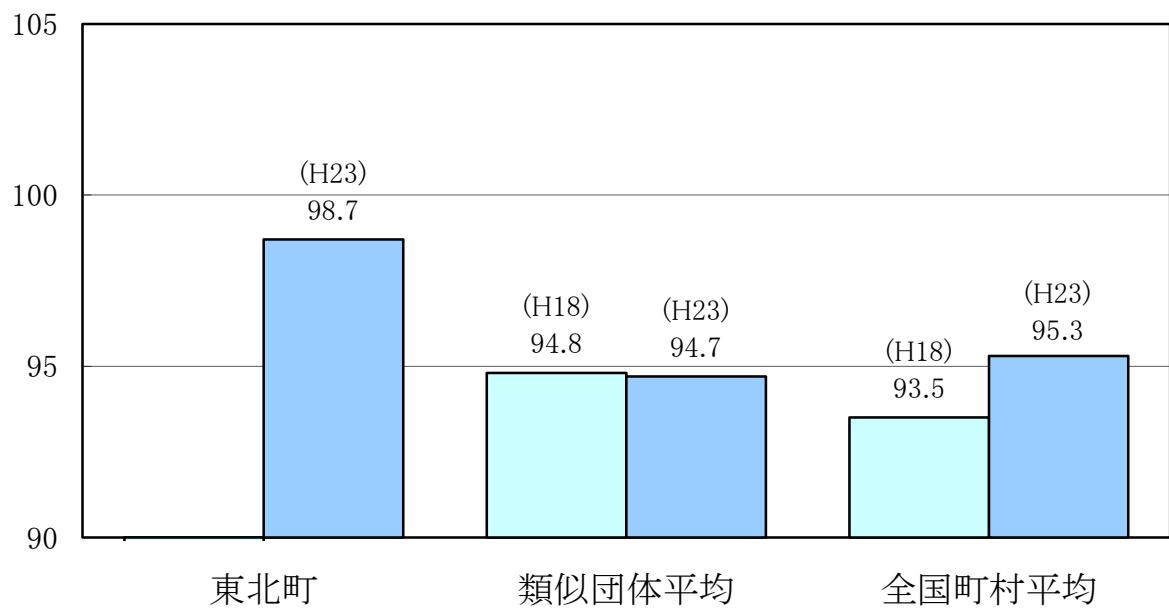
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 158	千円 661,862	千円 58,511	千円 242,409	千円 962,782	千円 6,094	千円 5,631

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、H22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年3月31日合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給 当町では、人事委員会を置いていないので省略します。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度	円	円	円 (%)	%	%	△0.23%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給 当町では、人事委員会を置いていないので省略します。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割 合 A	公務員の支給月 数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	3.95	月	月	月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末当て及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (H23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600				
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600				

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (H23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東北町	45.8 歳	345,542 円	381,612 円	370,744 円
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	319,924 円	369,991 円	343,981 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	
東北町	56.3歳	1人	313,800円	348,380円	345,717円	—	—	—	—
うち用務員	—	0人	—	—	—	うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	1人	—	—	—	うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	—	0人	—	—	—	うちその他	—	—	—
青森県	47.3歳	466人	310,200円	347,827円	333,779円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	16人	288,445円	314,098円	299,769円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東北町	—	—	—
うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	5,503,444円	2,852,300円	1.9

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16~18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された

期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東北町	45.3 歳	315,838 円	327,456 円	323,042 円
国	45.5 歳	314,065 円	—	343,856 円
類似団体	42.8 歳	306,845 円	346,915 円	318,390 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	東北町		青森県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中学卒	125,400 円	125,400 円	— 円
看護保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数10~14年	経験年数15~19年	経験年数20~24年
一般行政職	大学卒	283,800 円	326,400 円
	高校卒	241,400 円	304,000 円
技能労務職	高校卒	-- 円	-- 円

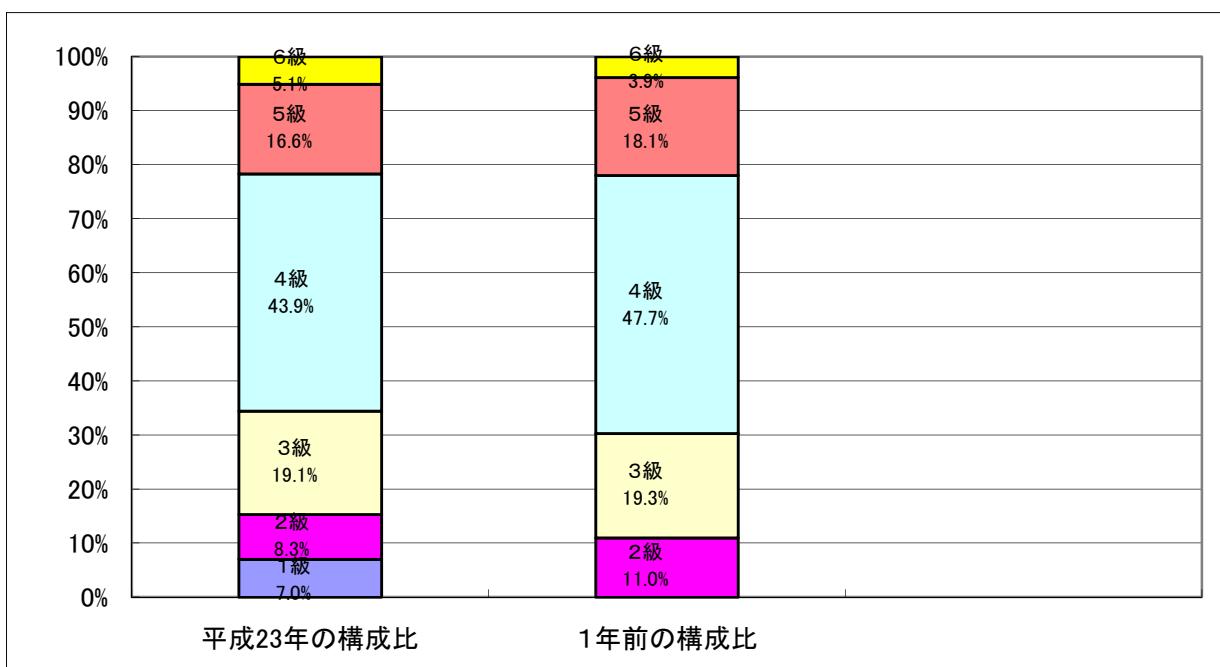
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	11人	7.0%
2級	主査	13人	8.3%
3級	主幹	30人	19.1%
4級	課長補佐、総括主幹	69人	43.9%
5級	課長、事務局長	26人	16.6%
6級	参事	8人	5.1%

(注) 1 東北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東 北 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,558 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,622 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.40)月分	(22年度支給割合) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 勤勉手当 2.6 月分 (1.45)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

未実施

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

東 北 町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 制度なし)	(退職時特別昇給 制度なし)
1人当たり平均支給額 23,478 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

平成19年4月1日より特殊勤務手当廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成22年度決算)	21,194 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	134 千円
支給実績 (平成21年度決算)	20,909 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	121 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当 (月額)	配偶者	13,000円	同じ	25,187千円	213,449円
	配偶者扶養 1人目	6,500円	同じ		
	配偶者非扶養	6,500円	同じ		
	配偶者無 2人目以上1人につき	11,000円 6,000円	同じ 同じ		
	16～22歳の子1人につき	5,000円	同じ		
住居手当 (月額)	借家(借間)	27,000円以内	同じ	2,654千円	165,875円
	持ち家(新築または購入後5年まで) H21.12から廃止	円	同じ		
通勤手当 (月額)	交通機関(運賃相当額)	55,000円以内	同じ	8,513千円	63,059円
	自動車等利用(通勤2km以上)	35,000円以内	同じ		
管理職手当 (月額)	管理又は監督の地位にある職員	給料月額に4～10%を乗じた額	同じ	6,276千円	298,857円
寒冷地手当 (11～3月の月額)	世帯主 扶養親族のある職員	17,800円	同じ	11,167千円	69,360円
	扶養親族のない職員	10,200円			
	その他の職員	7,360円			
単身赴任手当	配偶者と別居する場合支給	月額 23,000～68,000円	同じ	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合支給	1時間当たり給与額×135/100	同じ	— 千円	— 円
夜間勤務手当	午後10時～午前5時までの間勤務した場合に支給	1時間当たり給与額×25/100	同じ	— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	市区町村長	629,000 (699,000)	円	(参考)類似団体における最高／最低額 802,000 円／ 504,000 円
	副 町 長	518,000 (546,000)	円	664,000 円／ 499,000 円
	収 入 役	(546,000)	円	円／ 円
報 酬	議 長	258,000	円	340,000 円／ 243,000 円
	副 議 長	209,000	円	280,000 円／ 209,000 円
	議 員	202,000	円	250,000 円／ 180,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成22年度支給割合) 2.90 月分		
	副 町 長 収 入 役	(平成22年度支給割合) 2.90 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 629千円×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 13,737千円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	518千円×在職月数×26.5/100	6,589千円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

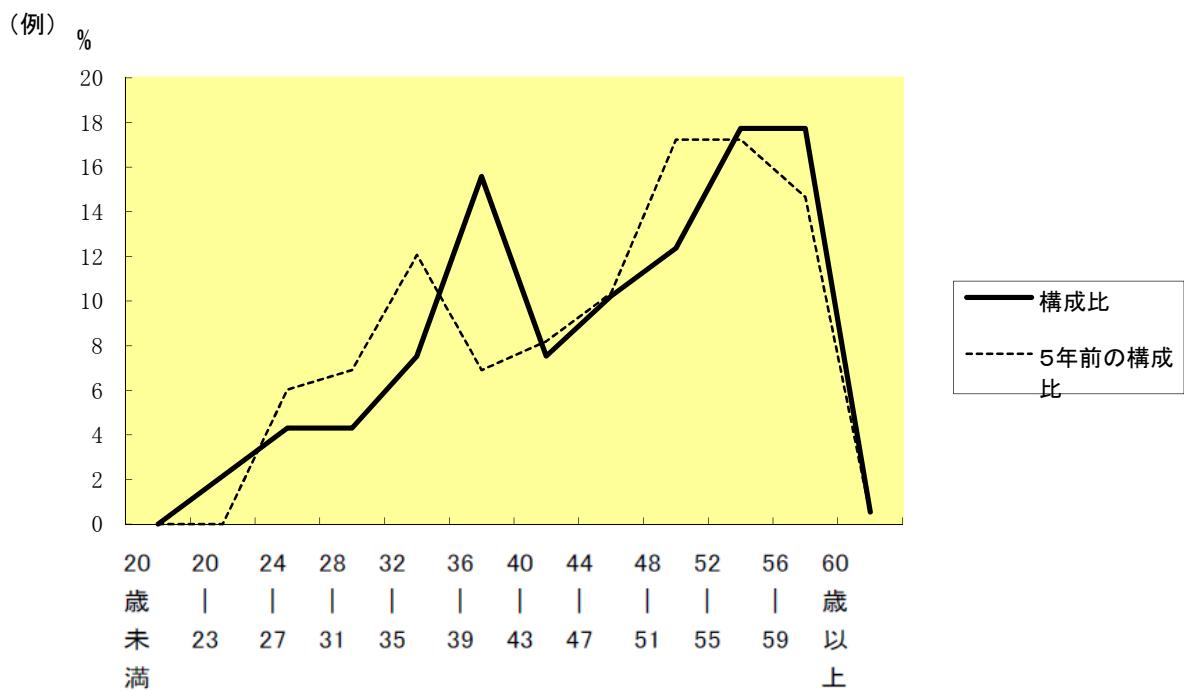
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	4	1 産休職員の補充
		総務	40	41	1 自主放送開始による業務増
		税務	12	12	0
		民生	15	13	△ 2 事務事業の見直しによる介護支援係職員減
		衛生	16	14	△ 2 事務事業の見直しによる保健係職員減
		農林水産	19	19	0
		商工	9	9	0
		土木	15	17	2 防災行政用無線施設更新事業に伴う業務増
		計	129	129	0 <参考>
					人口1万人当たり職員数 65.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.03 人)
公営企業計等部門	教育部門	30	29	△ 1 事務事業の見直しによる文化センター職員減	
		小計	159	158	△ 1
					人口1万人当たり職員数 80.12 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.27 人)
		水道	6	7	1 簡易水道再編推進事業に伴う業務増
		下水道	6	6	0
		その他	14	15	1 介護保険事業充実のための業務増
		小計	26	28	2
		合 計	185	186	1 <参考>
			[250]	[250]	人口1万人当たり職員数 94.32 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	4	8	8	14	29	14	19	23	33	33	1	186

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	166	159	148	139	129	129	△37人 (△22.3%)
教育	40	38	36	34	30	29	△11人 (△27.5%)
消防							人 (%)
普通会計							人 (%)
公営企業等会計	26	30	29	28	26	28	2人 (7.7%)
総合計	232	227	213	201	185	186	△46人 (△19.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	千円 160,276	千円 5,581	千円 20,980	% 13.1	% 12.8

区分	職員数 A	給与費				(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 3	千円 13,823	千円 1,226	千円 5,931	千円 20,980	千円 6,993

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,443

イ 特記事項

平成17年3月31日合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東北町	39.9歳	321,455円	449,415円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

東北町	東北町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(22年度)	1,708千円	1人当たり平均支給額(22年度)
(22年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.40)月分	1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

東 北 町			東北町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)	(退職時特別昇給	制度なし)
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	23,478	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	856 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	285 千円
支給実績 (21年度決算)	451 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	150 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当 (月額)	配偶者	13,000円	同じ			517千円	129,250円
	1人目	配偶者扶養	6,500円	同じ			
		配偶者非扶養	6,500円	同じ			
		配偶者無	11,000円	同じ			
	2人目以上1人につき		6,000円	同じ			
		16~22歳の子1人につき	5,000円	同じ			
住居手当 (月額)	借家(借間)		27,000円以内	同じ		— 千円	— 円
	持ち家(新築または購入後5年まで)H21.12から廃止			同じ			
通勤手当 (月額)	交通機関(運賃相当額)		55,000円以内	同じ		118千円	39,333円
	自動車等利用(通勤2km以上)		35,000円以内	同じ			
管理職手当 (月額)	管理又は監督の地位にある職員	給料月額に4~10%を乗じた額	同じ			324千円	324,000円
寒冷地手当 (11~3月の月額)	世帯主	扶養親族のある職員	17,800円	同じ		267千円	89,000円
		扶養親族のない職員	10,200円				
	その他の職員		7,360円				
単身赴任手当	配偶者と別居する場合支給		月額 23,000~68,000円	同じ		— 千円	— 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合支給		1時間当たり給与額×135/100	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	午後10時~午前5時までの間勤務した場合に支給		1時間当たり給与額×25/100	同じ		— 千円	— 円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

○基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充とすることとし、民間委託等を行い、総人件費の抑制を図る。

○具体的な取組内容

①給料表

平成18年の給与構造見直しの実施に併せて、給料表を国の行政職俸給表(二)に準拠して改定している。

②昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っているが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行う。

○その他(民間委託の推進、事務・事業の見直し等)

平成17年度から技能労務職員については不補充としている。

清掃業務、運転業務について、平成17年度に民間委託済であるが、今後退職不補充に伴い更に民間委託を進める。

○職員の福利厚生の状況

(1)職場検診の実施状況

受診者数132人、町負担額1,294,860円